解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年十月十四日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

北海道空知郡上富良野町大町二丁目二番一号

上富良野町土地開発公社

清算人　田浦　孝道

解散公告（第一回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条の三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

東京都品川区東五反田一丁目一九番四号

株式会社ダイシンゴルフ

代表清算人　加藤　滋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

福井県福井市西開発四丁目七一六番地

特定非営利活動法人ライフサポート

清算人　蓮沼　春雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

長崎県大村市東三城町一一番地四

特定非営利活動法人ムコ多糖症支援ネットワーク

清算人　田崎耕太郎

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十一年十月一日厚生労働大臣の認可により解散いたしましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

札幌市中央区北五条西六丁目二番地

札幌通運企業年金基金

清算人　小野寺克彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月十日目的たる事業の成功の不能により解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

尚、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

栃木県大田原市元町一丁目一番一五号

財団法人大田原家政専門学校

代表清算人　鈴木　央

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

東京都板橋区大山町五四番五号

財団法人啓明会

代表清算人　横河　鉄彌

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

神奈川県相模原市宮下二丁目一九番四号

特定非営利活動法人天使のほほえみ

清算人　野田　滋美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

静岡県島田市横井三丁目九番二三号

特定非営利活動法人B・Y・O

清算人　浦川　真

解散公告（第三回）

当法人は、宗教法人令第一次改正附則第四項の規定により、昭和二十一年八月二日に解散したものと看做され解散しておりますので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月四日

静岡県富士宮市村山三六六番地

宗教法人神明宮

清算人　金森　秀吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市手稲区富丘二条四丁目二番地七、最後の住所札幌市手稲区富丘二条四丁目二番一―三〇三号　被相続人　亡　齊藤流美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月四日

札幌市中央区南一条西一〇丁目第二タイムビル七階諏訪・髙橋法律事務所

相続財産管理人弁護士　中村　歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市西区山の手四条五丁目三番、最後の住所札幌市中央区南一二条西一六丁目一番一〇―六〇二号　被相続人　亡　野谷なぎさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月四日

札幌市中央区北二条西一〇丁目植物園グランドハイツ西二〇八号おおがゆ法律事務所

相続財産管理人弁護士　本多　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡小国町大字岩井沢八三六番地、最後の住所埼玉県川口市宮町一四番四号　美晴荘　被相続人　亡　樋口　政孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月四日

山形県西置賜郡小国町大字兵庫舘三丁目六番地六

相続財産管理人　司法書士　舟山　健蔵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市粕川町女渕三一八番地二、最後の住所群馬県前橋市粕川町女渕一八九番地九　被相続人　亡　金子　澄代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月四日

群馬県前橋市粕川町女渕三一八番地六

相続財産管理人　鰐淵　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府中郡長善村字善王寺第壱〇六番戸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　亀井　崇慎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月四日

事務所京都府京丹後市大宮町周枳二二七九番地の一　中村心児司法書士事務所

相続財産管理人　中村　心児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市伏見区向島橋詰町七六三番地の六、最後の住所大阪市西成区花園北二丁目一三番一六号シルバー花園一〇三号　被相続人　亡　俵　脩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月四日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　西村　陽子